

◎友愛會とは何ぞ

9. 1. 1. 07.

名 稱 本自勞働總同盟友愛會

會 長 法學士鈴木文治君

歴 史 大正元年八月二日創立

會 員 數 約五萬人

支 部 數 百五十個所



綱 領 及 政 綱 本會は左に掲ぐる綱領の精神に従つて密働し以て政綱の實現を期す

我等は公共の理想に従ひ、識見の開發
 徳性の涵養技術の進歩を圖らんことを期す

一 我等は共同の力に依り、着實なる方法を以て、我等の地位の改善を圖らんことを期す。

二 吾等は互に親睦し、一致協力して相愛扶助の目的を貫徹せんことを期す。

政 綱

- 一、勞働非品の原則
- 二、勞働完全の自由
- 三、短勞働の停止(四歳若者)
- 四、最低賃金制度の確立
- 五、同勞働に對する男女平等賃金制度の確立
- 六、日曜日休日(週日の休養)
- 七、八時勞働及二週四十六時制
- 八、夜禁禁止
- 九、緊急労働監督官を置く事
- 十、労働保險の實施
- 十一、労働者交渉の發布
- 十二、失業防止
- 十三、内外労働者の同一待遇

- 十四、労働者住宅公營にて収容者募集
- 十五、労働賃金制度の確立
- 十六、内職労働の發售
- 十七、契約労働の廢止
- 十八、普通選挙
- 十九、治安警察法の改正
- 二十、教育制度の民本化

入會手續

本會の主義精神に賛成したる労働者諸君にして御入會を望まれる方は、申込書へこれ(御記入の上金五拾圓入會金貳拾圓、會費叁拾圓)を添へて、支部又は聯合會へ御送り下さいれば、本會はこれに對して、會員章、會員徽章及機關雜誌「労働及産業」一部並に月刊新聞「労働者新聞」を御送り致します。其他本會開催の諸集會に出席して發言投票の権利があり、尙本會の行つてゐる事業の特典にあつかることが出来ます

◎聯合會及支部所在地

- 神戸市港町四百三十九 神戸聯合會
- 神戸市港町三百五十五之六 神戸聯合會支部
- 神戸市相生町四百三十五 神戸支部
- 神戸市兵庫中庄通一丁目十六番地 兵庫支部
- 神戸市小加通八百五十六番地 須磨支部
- 神戸市外東須磨二六之五 須磨支部
- 神戸市兵庫東風船三ノ四番地 洲波支部
- 兵庫縣赤穂郡相生町 播磨支部